

新旧対照表（PayPay商品券加盟店特約）

項目	2024年7月29日まで	2024年7月30日以降
第1条(1)	（用語の定義） 本特約において、以下の用語は、以下に定める意味を有するものとします。 (1)「PayPay商品券」とは、以下のいずれかをいいます。 ① 当社または提携先が定める条件に従って、当社が利用者から対価の支払いを受けることなく付与する電磁的記録であって、PayPay商品券の種別ごとに使用できる加盟店が限定されており、また、当社所定の有効期限を有する、商品等の代価の弁済等のために使用しまたは値引きを受けることができるもの ② PayPay商品券の種別ごとに使用できる加盟店が限定されており、また、当社所定の有効期限を有する、当社が発行する前払式支払手段（資金決済に関する法律第3条第1項に定める前払式支払手段を含みますが、当社が対価の支払いを受けることなく付与することもあります）	（用語の定義） 本特約において、以下の用語は、以下に定める意味を有するものとします。 (1)「PayPay商品券」とは、以下のいずれかをいいます。 ① 当社または提携先が定める条件に従って、当社が利用者から対価の支払いを受けることなく付与する電磁的記録であって、PayPay商品券の種別ごとに使用できる加盟店が限定されており、また、当社所定の有効期間を有する、商品等の代価の弁済等のために使用しまたは値引きを受けることができるもの ② PayPay商品券の種別ごとに使用できる加盟店が限定されており、また、当社所定の有効期間を有する、当社が発行する前払式支払手段（資金決済に関する法律第3条第1項に定める前払式支払手段を含みますが、当社が対価の支払いを受けることなく付与することもあります）

新旧対照表（PayPay商品券加盟店特約）

項目	2024年7月29日まで	2024年7月30日以降
第3条 1	（他決済との併用） 1. 商品券加盟店は、PayPayユーザーが、対象商品等の取引に係る決済をPayPay商品券によってすることを指定した場合、当該決済においては別のPayPay商品券は併用させることはできません。ただし、商品券加盟店は、PayPayユーザーから、PayPay商品券の残高が不足している等の理由により、商品券加盟店に対し、PayPay商品券と現金または別のPayPay商品券を併用した決済を希望する申し出を受けた場合に限り、通常1回のPayPay残高取引において処理されるべきものを複数回に分割して当該PayPayユーザーと取引することを当社は承諾します。	（他決済との併用） 1. 商品券加盟店は、PayPayユーザーが、対象商品等の取引に係る決済をPayPay商品券によってすることを指定した場合、当社所定の場合を除き、当該決済においては別のPayPay商品券は併用させることはできません。ただし、商品券加盟店は、PayPayユーザーから、PayPay商品券の残高が不足している等の理由により、商品券加盟店に対し、PayPay商品券と現金または別のPayPay商品券を併用した決済を希望する申し出を受けた場合に限り、通常1回のPayPay残高取引において処理されるべきものを複数回に分割して当該PayPayユーザーと取引することを当社は承諾します。